

介護保険

問い合わせ先 高齢者福祉課 ☎0848676
240 0848 642130

10月から施設での居住費と食費が利用者負担となります

10月から、施設サービス利用時の居住費（光熱水費など）と食費（食材料費と調理コスト）が保険給付の対象外となり、利用者の負担となります。

利用者負担になるもの

区分	サービスの種類・負担の内容
入所系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養病床など） 短期入所介護（ショートステイ）を利用する場合、 居住費と食費
通所系サービス	通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア）を利用する場合の 食費

負担限度額（月額）

区分	居住費			食費
	個室	準個室	多床室	
市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	25,000円	15,000円	0円	10,000円
市民税非課税世帯で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	25,000円	15,000円	10,000円	12,000円
市民税非課税世帯で上記以外の人	50,000円	40,000円	10,000円	20,000円

負担限度額
市民税非課税世帯には、利用者負担の上限額が設定されます。差額は申請により「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給します。

高額介護サービス費の負担限度額（月額）

区分	利用者負担限度額
市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	15,000円
市民税非課税世帯で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円
市民税非課税世帯で上記以外の人	24,600円
市民税課税世帯の人	37,200円

高額介護サービス費の一部見直し
10月から市民税非課税世帯の人に、新たな上限額が設定されます。
高額介護サービス費は、月々の介護サービスの自己負担額（保険対象）が一世帯で限度額を超えた場合、申請により、超えた金額を払い戻します。

乳幼児医療費助成

入院の対象範囲が広がります

10月から、入院のみ受給対象範囲が小学6年生までに広がります。

対象 小学6年生までの児童
保護者の所得制限がありません。

申請時期

申請は、次のいずれかの場合にしてください。
入院することが決まったとき

入院中
入院後

申請後に、受給者証を送付します。医療機関の窓口に表示してください。

・申請後に、受給者証の提示が間に合わず、医療機関で保険診療の自己負担分を支払った場合は、払い戻し（償還払い）が受けられます。
県外の医療機関にかかった場合も償還払いとなります。

申請に必要な物

・健康保険証

償還払いの申請に必要な物

- ・受給者証
- ・健康保険証
- ・領収書（保険点数の記載があるもの）
- ・金融機関の口座番号（郵便局を除く）
- ・印鑑

申し込み 子育て支援課

0848676045、本郷支所住民生活課（☎0848861114）、久井支所住民生活課（☎0847327114）、大和支所住民生活課（☎0847330222）へ

問い合わせ先 子育て支援課
（☎0848676045 ☎0848642130）

